

阿片と交換で、農民から比較的容易に食糧を手に入れた。ケシ栽培地が熱河省だけになったので、以後、満州国は原料阿片の不足に苦しまねばならなかった。日中戦争（1937～45年）の8年間、満州国における熱河省の役割（すなわち、原料阿片の生産地）を蒙疆政権に求める。すなわち、日本は蒙疆政権の地域でだけケシを栽培させ、それ以外の所ではケシ栽培を禁止した。蒙疆政権は、現在の内モンゴルと華北の一部を領域とし、張家口が首都であった。交通不便な僻遠の地に位置していたので、数本の鉄道と幹線道路を押さえれば、外部から比較的容易に隔離できた。

モンゴル人は農耕をしないので、中国人農民に強制的にケシを植えさせた。生産された阿片を日本が全量、買い上げる。それを、北京、上海、さらには東南アジア方面まで持って行き、高く売りつけた。しかし、中国本土の占領地域で、日本軍は満州国の場合のような阿片専売制はとれなかった。なぜなら、中国側の政権が残っており、そこから阿片が持ち込まれたからである。

結局、占領地域の中国人阿片中毒者に阿片を売りつけるために、日本側と中国側は裏社会で激しく争った。こういう仕事に軍人は元来、不得手であった。それで、日本軍は中国の裏社会に詳しい大陸浪人や支那ゴロを利用した。里見甫さとみはじめがその代表であった。一方、海軍も、おくて陸軍のマネをし、海南島で阿片を作らせた。海軍の代理人が児玉誉士雄であった。彼らは、阿片政策のおこぼれにあずかることで、いずれも巨万の富を得ることができた。

日中戦争では、日本は8年間、100万の大軍を中国大陸に張りつけばなしにせねばならなかった。日本の歴史上、最大規模の戦争であったから、ものすごい戦費がかかった。日本軍は現地調達という掠奪を行なった。しかし、掠奪は一回限りであって、掠奪だけではやってゆけなかった。そこで、日本は、中国の国土の広さと人口の多さに目をつける。それは本来、中国側の利点であった。それを、阿片政策を行なうことで、日本側は逆用する。日本本土から、何一つ持ち出さなくても、中国にあるものを上手に使うだけで、経常的に莫大な利益をあげることができた。日中戦争はまさに「片手に剣、片手に阿片」で行なわれた。阿片政策がなければ、これだけ大規模な（日本国、始まって以来の）戦争を遂行できなかった。日中戦争を、裏方の財政面で支えたのは、まさに阿片政策であった。

【7】国際条約違反の国家的犯罪

周知のように、イギリスは18～19世紀、インド産の阿片を中国に「輸出」する。これが阿片戦争（1840年）の原因であった。イギリスの行為はたしかに非道徳的であった。しかし、当時、阿片に関する国際条約はまだなかった。だから、国際条約違反ではなかった（違反すべき国際条約がなかったから！）。だから、それは「合法的」であって、イギリスはおおっぴらに阿片を輸出した。その額は貿易統計に堂々

と掲載されている。要するに、イギリス側から見れば貿易であった。しかし、中国側から見れば、それは明らかに密輸・密貿易であった。これをまとめると、イギリスの阿片政策は非道徳的だが、合法的であったということになる。なお、イギリスは1917年で、インド産阿片の中国への持ち込みを公的にはやめている。

一方、日本は遅れて登場する。20世紀、とくに1920年代から、大量のモルヒネ類を中国に密輸する。その行為はやはり非道徳的であった。この点はイギリスと同じであった。日本は、イギリスと同じことをしたわけだが、しかし、時代状況が違った。この点は遅れてきた日本の「不幸」であった。

戦前、阿片に関して4つの国際条約が締結された。1912年にまず、ハーグ阿片条約が締結される。その後、創設された国際連盟の働きによって、1925年にジュネーブ第一阿片条約とジュネーブ第二阿片条約が作られた。また、1931年には「麻薬の製造の制限および分配取締に関する条約」も成立している。これらの国際条約は阿片・モルヒネ類の密輸を厳しく禁止していた。日本は4つの条約のいずれも調印・批准していたから、これらの国際条約を遵守する義務を国際的に負っていた。にもかかわらず、イギリスに代わって、この問題の主役になってゆく。このように、日本は、国際条約を一方で結びながら、他方で中国に密輸していた。したがって、日本の行為は国際条約違反であって、非合法となった。結局、イギリスと同じことをやっているのだが、時代状況が変わっているため、日本の行為は国際条約違反となった。要するに、日本の阿片政策は非道徳的、かつ非合法となった。なお、アメリカが主導的立場で、阿片禁止の国際的取り決めを作っていた。アメリカには元来、ピューリタニズムの伝統があり、この時期、禁酒法の制定（1920年）に向かうような雰囲気があった。酒よりも、もっとひどい悪徳である阿片に対して、アメリカはおおまじめに立ち向かう。現在の中国は認めたがらないが、阿片禁止問題でアメリカが、この時、果たした役割は大きい。アメリカの行為は十分、肯定できるし、また、尊敬できるものであった。

阿片政策を、国内では内務省・厚生省（1938年以降）が担当した。植民地や外地では軍部や植民地官庁、興亜院・大東亜省などが、阿片政策を担当した。これらの組織はみな国家組織である。したがって、日本の阿片政策は国家的犯罪ということになる。

彼らは、そのことをよく承知していた。だから、阿片に関することは極力、隠した。国際的にも、また、国民の目からも隠した。関係資料も組織的、かつ意識的に湮滅した。統計資料も出さない。あるいはウソの数字を提出することさえした。秘匿の程度は軍事秘密に次いだ。実際、内務省・厚生省・興亜院・大東亜省などの阿片政策に関する資料は、今日もなお公開されていない。

日本の阿片政策は、戦後の極東軍事裁判（東京裁判）で、ごく一部、問題にされる。しかし、全体としては免罪された。この問題で処罰された人はいな